

2020年4月30日

川崎市立高津高等学校
情報教育部・ICT活用委員会

学習支援システム利用のルール（生徒向け）

（目的）

- 1 本ルールは川崎市立高津高等学校で導入されている「Classi」及び「google classroom」（以下「学習支援システム」という。）を生徒が利用する際に必要な事項を定めるものとする。

（利用期間）

- 2 学習支援システムの利用期間は、本校に在籍している期間とする。

（利用形態）

- 3 学習支援システムの利用は、本校に BYOD にて導入されているタブレット PC 及び各個人端末（スマートフォン等）より各支援システムのサイト及びアプリケーションより情報の発信・受信（以下「インターネット」という。）を行うことをいう。

（利用する時間帯）

- 4 学習支援システムを用いた情報の発信（メッセージやメール等）は、平日の7時から17時までとし、特に必要とする場合は、19時までには発信を行う。ただし、災害時等の緊急の場合は除く。

（利用上の注意点）

- 5 学習支援システムを利用する生徒（以下「ユーザ」という。）は、次の各号に掲げる事項を守り、適切な利用に努めなければならない。
 - (1) 利用は教育上必要（学習や教育相談等）な場合に限る。
 - (2) インターネット上でも、実生活と同じルールとマナーを守る。
 - (3) コンピュータウイルス等有害なプログラムを使用又は提供してはならない。
 - (4) 情報の発信に際しては、法令、その他公序良俗に反しないよう内容を十分吟味すること。
 - (5) 他人のプライバシーを尊重し、誹謗中傷に当たる行為を行ってはならない。
 - (6) 閲覧及びダウンロードした情報の著作権保護に注意すること。
 - (7) ユーザ ID のパスワードの管理を徹底すること。※第7項参照
 - (8) その他、学校が禁止する行為を行ってはならない。
 - (9) その他、法令に違反する、又は違反するおそれのある行為を行ってはならない。

（利用の制限及び停止）

- 6 ユーザが前項に定める事項に違反した場合又は不適切な利用と認められる場合、ユーザの利用を制限又は停止することがある。

（ユーザ ID とパスワードの管理）

- 7 ユーザは、次の各号に掲げる事項を守り、適切な利用に努めなければならない。
 - (1) ユーザは、ユーザ ID のパスワードを他人に知られることがないように、適切に管理しなければならない。
 - (2) ユーザは、ユーザ ID のパスワードが漏えい若しくはその可能性がある場合、教員に報告し、変更申請を行わなくてはならない。
 - (3) パスワードは、自主的に12か月に1度以上変更するものとし、4月に必ず変更をする。

(電子メール利用上の注意点)

- 8 電子メールは、教育上必要な場合のみ、教員に対しての連絡手段として使うことを前提としたものである。また、メールが送受信できるのは学校組織内だけで、学校外には送受信できない。それを理解したうえで、次の各号に掲げる事項を守り、適切な利用に努めなければならない。
- (1) ユーザ ID やパスワード等の個人情報の管理を徹底すること。
 - (2) 他人の電子メールアカウントを使用しないこと。
 - (3) 他人になりすましたり、学校名や組織名を詐称して発信しないこと。
 - (4) メッセージの終わりに発信者の連絡先情報等を入れること。
 - (5) 挑発的な内容のメッセージを送らないこと。また、そのようなメッセージに対し応答しないこと。
 - (6) 同一のメッセージを不特定多数に大量に送付するスパムメール等の迷惑・破壊行為をしないこと。
 - (7) 著しく頻繁に、又は著しく巨大なメッセージを発信しないこと。
 - (8) コンピューターシステムに害を与えるプログラムを添付・発信しないこと。
 - (9) 個人又は団体を誹謗中傷する内容を発信しないこと。
 - (10) プライバシーを侵害する情報を発信しないこと。
 - (11) 著作権を侵害する情報を発信しないこと。
 - (12) 非公開情報（個人情報、パスワード、クレジットカード番号等）を発信しないこと。
 - (13) 受け取った電子メールの内容を、発信者の許諾なく第三者に明かさなないこと。
 - (14) 電子メールの私的な利用を行わないこと。
 - (15) 差出人不明のメールは不用意に開かないようにすること。
 - (16) 相手がどのように受け取るかに注意し、文章表現には十分注意すること。
 - (17) メールアドレスは正確に書き、間違いには十分注意すること。

(利用に関する問い合わせ)

- 9 ユーザは、学習支援システムへの接続及び認証について、教員に問い合わせることができる。

(端末のセキュリティ対策)

- 10 BYODにて導入されているタブレットPC及び個人端末（スマートフォン等）において、次の各号に掲げる事項を守り、適切な利用に努めなければならない。
- (1) ユーザは、OS またはアプリケーションのバージョンを最新版に更新しておくよう努めなければならない。
 - (2) 各個人端末においてウイルス対策ソフトウェアを導入可能な端末を利用しているユーザは、当該端末にウイルス対策ソフトウェアを導入し、最新版に更新しておくよう努めなければならない。

(その他)

- 11 その他の利用について
- (1) ユーザは、ネットワークの不具合や不正利用等を覚知したときは、速やかに教員に報告する。
 - (2) 学校は、ユーザに対し学習支援システムを間断なく提供する義務を負うものではなく、何らかの理由により学習支援システムがユーザに対し提供されなかった場合においても、そのことによりユーザに生じた損害について一切の責任を負わないものとする。
 - (3) 学校は、ユーザが使用する個人端末（スマートフォン等）にインストールされているアプリケーションについて一切動作保証を行わない。
 - (4) 学校は、ユーザが学習支援システムを利用することにより、第三者との間で生じた紛争等に関して、一切責任を負わない。

附則

(施行期日)

- 1 このルールは、令和2年5月1日から施行する。